

# 安全データシート

SDS No. 8500-11024

作成日 2013年10月31日  
改訂日 2020年 1月15日 1/6頁

## 1 化学品及び会社情報

化学品の名称	: AAS分析用標準試薬 Hg in HNO3
製造者名	: SCP SCIENCE
製造者住所	: 21 800 Clark-Graham Baie d'Urfé, Québec Canada H9X 4B6
製造者電話番号	: 1-(514)457-0701
製造者FAX番号	: 1-(514)457-4499
供給者名	: ジーエルサイエンス株式会社
供給者住所	: 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー30F
供給者電話番号	: 03-5323-6611
供給者FAX番号	: 03-5323-6622
製品コード	: 8500-11024、8500-
緊急連絡先	: ジーエルサイエンス(株)福島工場 品質保証課 電話 024-533-2244(代表)
整理番号(SDS No.)	: 8500-11024
推奨用途	: 標準物質(日本産業規格(JIS)Q0030に定めるもの)
使用上の制限	: 試験・研究用

## 2 危険有害性の要約

GHS分類	: 急性毒性(吸入 : 蒸気) : 区分2
	皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(呼吸器)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(呼吸器、歯)

### GHSラベル要素



注意喚起語

危険有害性情報

- H330 吸入すると生命に危険  
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
H318 重篤な眼の損傷  
H370 呼吸器系の障害  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害

注意書き

[安全対策]

- P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
P264 取扱い後は手をよく洗うこと。  
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
P284 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

[応急措置]

- P310 直ちに医師に連絡すること。  
P304+P340 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
P301+P330+P331 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
P303+P361+P353 皮膚又は髪に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚をシャワーで洗うこと。  
P305+P351+P338 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していない、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
P308+P311 ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師に連絡すること。

P363	汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
P314	気分が悪いときは医師の手当てを受けること。
[保管]	:
P403+P233	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
P405	施錠して保管すること。
[廃棄]	:
P501	内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託すること。

上記で記載がない危険有害性は分類できない、分類対象外または区分に該当しない。

### 3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	: 混合物
化学名(又は一般名)	: 詳細は以下の表に記載
成分及び濃度	: 本製品は、Hgを1000ppm 含有した10%硝酸水溶液です。

化学名(又は一般名)	濃度	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法	安衛法	
硝酸	10%	HNO <sub>3</sub>	1-394	--	7697-37-2
水	>89%	H <sub>2</sub> O	--	--	7732-18-5
酸化水銀(II)	0.11%	HgO	1-436	--	21908-53-2

危険有害成分	: 硝酸、酸化水銀
--------	-----------

### 4 応急措置

吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移動し、安静保温に努め、直ちに医師の手当てを受けること。気分が悪い場合は医師の手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	: 石鹼と大量の水で洗い流す。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の手当を受けること。
目に入った場合	: 直ちに、コンタクトレンズを外し、少なくとも15分以上大量の水で眼を洗う。直ちに医師の手当を受けること。
飲み込んだ場合	: 口をすすぎ、直ちに医師の手当てを受けること。無理に吐かせないこと。
暴露した場合	: 医師に連絡すること。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯すること。
急性症状および遅発性症状の 最も重要な徴候症状	: 医師又は医師が認定した者による適切な吸入療法の迅速な施行を検討する。
医師に対する特別注意事項	: 救助者はゴム手袋、保護マスクなどの保護具を着用すること。

### 5 火災時の措置

適切な消火剤	: 本製品は不燃物であるため、周辺に適した消火剤を用いること。
使ってはならない消火剤	: 棒状注水、炭酸水素ナトリウム・炭酸水素カリウム・炭酸ナトリウム・炭酸カルシウム・リン酸アンモニウム・硫酸アンモニウムを含む粉末消火剤。
火災時の特有危険有害性	: 火災時に加熱されると刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)が発生するため、消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。
特有の消火方法	: 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。作業は風上から行い、必ず保護具を着用する。
消火を行う者の保護	: 燃焼又は高温により有害なガスが発生するので、消火活動は風上から行い、必ず呼吸保護具を着用する。

**6 漏出時の措置**

## 人体に対する注意事項、

**保護具及び緊急時措置** : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を退避させる。

## 環境に対する注意事項

: 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。

## 封じ込め及び浄化の機材及び機材

: 適切な保護具をつけて処理すること。土砂・吸着剤などに吸着させて取り除くか、またはある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

**7 取扱い及び保管上の注意**

## 取扱い

**技術的対策** : 屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。

**安全取扱注意事項** : 容器を転倒させ落とさせ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに粉塵や蒸気を発生させない。使用後は容器を密閉する。

## 衛生対策

: 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。

指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。

休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではならない。

取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。

## 保管

**適切な保管条件** : 直射日光を避け、換気の良い場所で密閉して保管する。

**混触危険物質** : 強酸化性物質、強酸化剤、強塩基

**安全な容器包装材料** : プラスチック(ポリエチレン、ポリプロピレン)

**8 ばく露防止措置**

## 設備対策

: 屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、局所排気装置を設置する。

取り扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

## 管理濃度 作業環境評価基準 許容濃度 :

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH TLV-TWA	OSHA PEL-TWA
硝酸	設定されていない	2 ppm	2 ppm	2 ppm
酸化水銀	0.025mg/m <sup>3</sup>	生物学的許容値 35µg/g·Cr(総水銀)	0.025mg/m <sup>3</sup>	0.1mg/m <sup>3</sup>
その他		設定されていない		

## 保護具

**呼吸器の保護具** : 保護マスク

**手の保護具** : 不浸透性保護手袋

**目の保護具** : 保護眼鏡

**皮膚及び身体の保護具** : 保護衣・保護長靴

**適切な衛生対策** : マスク等の吸着剤の交換は定期又は使用の都度行う。

取り扱い後は手、顔を良く洗いうがいをする。

## 9 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 無色透明
臭い	: 無臭
融点	: c. -7°C
沸点	: c. 102°C
可燃性	: 不燃性
爆発範囲	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 強酸性(<1.0)
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし。水と混和。
<i>n</i> -オクタノール／水分配係数	
log Po/w	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度/相対密度	: c. 1.051 g/mL
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: 該当しない

## 10 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 適切な保管条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 塩基性化合物と反応する。
避けるべき条件	: 日光、熱、高温、混触危険物質との接触
混触危険物質	: アルカリ、酸化剤
危険有害な分解成分	: 窒素酸化物

## 11 有害性情報

急性毒性(経口)	: 酸化水銀が区分2に該当し計算の結果16,363mg/kgで区分外となるが、毒性未知成分が0.1%以上含有するため分類できない。
(酸化水銀)	: ラット LD50=18mg/kg(GESTIS(Access on September 2014))
急性毒性(経皮)	: 酸化水銀が区分3に該当し計算の結果286,363mg/kgで区分外となるが、毒性未知成分を0.1%以上含有するため分類できないとなった。
(酸化水銀)	: ラット LD50=315mg/kg(GESTIS(Access on September 2014))
急性毒性(吸入;蒸気)	: 硝酸が区分1に該当し計算の結果、490ppmで区分2となった。
(硝酸)	: ラットのLC50=49ppm(4時間)(ACGIH(7th,2001),HSDB(Access on September,2014), 産衛学会許容濃度の提案理由書(1982))
皮膚腐食性/皮膚刺激性	: 硝酸が区分1に該当しその濃度が5%以上であるため混合物として区分1となった。
(硝酸)	: 本物質の液体や蒸気はヒトの皮膚に対して重度の損傷性を示すとの記載(ACGIH(7th,2001))や、短時間のばく露であっても皮膚に対して損傷を与えるとの記載がある。また、ウサギに本物質の8%溶液を適用した結果、壊死がみられたとの報告がある(DFGOT vol.3,1992)。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 硝酸が区分1に該当しその濃度が3%以上であるため混合物として区分1となった。
(硝酸)	: 本物質は角膜に傷害を与え、回復性のない視力障害を生じさせるとの記載(DFGOT vol.3,1992)や、ヒトの眼に対して重度の化学火傷を起こし、眼球の縮小、眼瞼癒着、回復性のない角膜混濁から失明に至るとの記載がある(ACGIH(7th,2001))。
呼吸器感作性	: 毒性未知成分を0.1%以上含有するため混合物として分類できない。
皮膚感作性	: 酸化水銀が区分1に該当するがその濃度が1%未満であり、毒性未知成分を0.1%以上含有するため混合物として分類できないとなった。
(酸化水銀)	: 日本産業衛生学会は水銀(当該物質自体ないしその化合物)を皮膚感作性物質「第1群」に分類している。この既存分類は本物質を明示していないものの、水銀化合物として含むと考えられる。

生殖細胞変異原性	: 毒性未知成分を0.1%以上含有するため混合物として分類できない。
発がん性	: 毒性未知成分を0.1%以上含有するため混合物として分類できない。
生殖毒性	: 酸化水銀が区分1に該当するがその濃度が0.3%未満であるため分類できない。
(酸化水銀)	: ラットを用いた経口経路での催奇形性試験において、母動物毒性がみられない用量で胎児に外表奇形、矮小児、眼形成の抑制の増加がみられたとの報告がある(E HC 118(1991))。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 硝酸及び酸化水銀が区分1に該当するが硝酸のみ分類に寄与した。標的臓器は硝酸と同様となった。
(硝酸)	: 本物質は、気道刺激性がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1982),SIDS(2010),ACGIH(7th,2001),DFGOT vol.3(1992))。ヒトにおいては、吸入ばく露で咳、頭痛、吐き気、胸痛、呼吸困難、気管支収縮、呼吸器障害、肺水腫、経口ばく露で口腔、食道、胃の腐食壊死、肺炎が報告されている(SIDS(2010),ACGIH(7th,2001),DFGOT vol.3(1992))。実験動物では、ラットの8 ppm(0.02 mg/L)の吸入ばく露で、気道の広範な炎症、鼻炎、気管支炎、肺炎(SIDS,2010)、49 ppm(0.12 mg/L)で肺浮腫の報告がある(産衛学会許容濃度の提案理由書,1982)。
(酸化水銀)	: 本物質に限定した情報は非常に少なく、ヒトにおいて、乳児への湿疹用黄色酸化水銀軟膏の経皮的治療で、片麻痺、全身性筋硬直、筋振戦、先端疼痛、昏睡の報告がある(CICAD 50(2003))。本物質のデータではないが、金属水銀又は無機水銀化合物はヒトに対し(経路不明)、恶心、嘔吐、下痢、振戦、中枢神経系抑制、情緒不安定・神経過敏、末梢神経障害、歯肉炎、口腔病、視力変化、難聴、腎障害を引き起こすとの記載(ACGIH(7th,2001))、経口ばく露による死因は腎障害、心血管虚脱、重症の消化器障害であり、最も一般的な所見は消化管障害と腎不全であるとの記載(CICAD 50(2003))、実験動物では、神経生理学的影響、電気生理学的影響、腎臓、行動への影響が認められている(ACGIH(7th,2001))。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 硝酸及び酸化水銀が区分1に該当するが硝酸のみ分類に寄与した。標的臓器は硝酸と同様となった。
(硝酸)	: 硝酸に職業的に吸入ばく露された32名のうち3名に歯の歯牙侵食(対照群は293例中発症なし)がみられたとの記述(SIDS(2010),ACGIH(7th,2001),DFGOT vol.3 (1992))、並びに硝酸の蒸気及びミストへの反復ばく露により、慢性気管支炎を、さらに重度のばく露症例では化学性肺炎を生じるとともに、歯牙、特に犬歯及び切歯を侵食するとの記述がある(ACGIH(7th,2001),DFGOT vol.3(1992))。実験動物では本物質反復ばく露による試験結果はない。
(酸化水銀)	: 本物質反復ばく露による有害性知見はヒト、実験動物のいずれもない。ただし、無機水銀化合物の反復ばく露による知見としては、塩化水銀(主に塩化第二水銀)を経口摂取したヒトの複数の事例(ATSDR(1999))、及びラット又はマウスに塩化第二水銀を2週間-2年間経口投与した多くの試験(CICAD 50(2003))において、腎臓への影響(腎不全(ヒト)、腎症、尿細管上皮の変性、糸球体の肥厚(ラット、マウス))がみられており、腎臓が標的臓器と考えられる。また、塩化水銀を含む薬剤を内服したヒトの複数の症例報告において、中枢神経症状(興奮、不眠、筋肉攣縮など)がみられ、慢性中毒症例では痴呆の進展、神経過敏をきたし、少数の死亡例の剖検では脳の重量及び容積の減少、小脳の神経細胞数の減少がみられ、電顕観察でニューロンに水銀の蓄積が確認されたと記述されている(ATSDR(1999))。
誤えん有害性	: 混合物としての動粘性率が不明であるため分類できない。

## 1.2 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	: 硝酸が区分3に該当するが混合物として区分外となった。
(硝酸)	: 魚類(カダヤシ) 96時間LC50 = 72 mg/L(SIDS,2010)
水生環境有害性 長期(慢性)	: 混合物として分類できない。
(硝酸)	: 硝酸は天然物として広く存在し、塩の毒性試験の結果からは急性毒性はpH低下が悪影響の要因であることが知られている。硝酸イオン濃度が高い場合には有害な作用があることが知られているが、慢性区分の1mg/Lの濃度では概ね毒性は発現しないと考えられる。
残留性/分解性	: 本製品中の金属成分は水中での挙動が不明である。
生態蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 本製品中の成分はモントリオール議定書の付属書に列記されていない。

## 1 3 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。  
都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

## 1 4 輸送上の注意

- 国連番号 : 3264
- 品名 : その他の腐食性物質(無機物)(液体)(酸性のもの)(15%硝酸水溶液)
- 国連分類 : クラス8
- 容器等級 : II
- 海洋汚染物質 : 非該当
- 注意事項 : 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないこと確認する。  
転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。

## 1 5 適用法令

- 毒物及び劇物取締法 : 効物(指定令第2条 No.31, 63)
- 労働安全衛生法 : 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 別表第9 No.307  
名称等を通知すべき危険物及び有害物 別表第9 No.315  
特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号) No.4  
腐食性液体(労働安全衛生規則第32条) [硝酸]  
作業環境評価基準(法第65条の2第1項) No.20
- 化管法 : 非該当
- 化審法 : 監視化学物質(法第2条第4項) No.1
- 消防法 : 非該当
- 船舶安全法(危規則) : 腐食性物質(危機則第3条危険物告示別表第1) No.3264
- 航空法 : 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) No.3264
- 海洋汚染防止法 : 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) No.192
- 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質、優先取組物質(中環審第9次答申) No.11
- 水質汚濁防止法 : 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) No.7, 26
- 土壤汚染対策法 : 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条) No.13
- 廃掃法 : 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4) No.5
- 水銀汚染防止法 : 水銀等(法第1条)【水銀及びその化合物】  
水銀含有再生資源(法第2条第2項、平成27年12月7日省令第10号) No.1

## 1 6 その他の情報

## 引用文献等

- 化学品安全管理データブック、化学工業日報社  
16918の化学商品 化学工業日報社(2018)  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)  
航空危険物規則書 第52版邦訳 等・他

## 記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお薦めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願い致します。